

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

(有)三浦産業

青森県南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本 89 番地 1

2. 指名停止措置期間

令和4年1月18日から令和4年2月17日まで(1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要

(有)三浦産業は、津軽森林管理署と令和3年4月23日に契約締結した造林事業請負(森林環境保全整備事業)誘導伐において、令和3年7月31日、伐倒作業中、つる絡みとなっていたスギが伐倒木に引っ張られ激突するという死亡災害を発生させ、令和3年11月29日付けで弘前労働基準監督署より是正勧告書及び指導票を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において発生した事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070